

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年11月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300202号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300028号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和2年8月1日から同年3月10日に訂正し、同年3月から同年7月までの標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

令和2年3月10日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年3月10日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、請求者のA社における令和2年3月10日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年3月から同年7月までの標準報酬月額については20万円とする。

令和2年3月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、請求者のA社における令和2年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年8月の標準報酬月額については18万円から19万円とする。

令和2年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②について、請求者のA社における令和2年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年8月の標準報酬月額については20万円とする。

令和2年8月の訂正後の標準報酬月額(上記3の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和 2 年 3 月 10 日から同年 8 月 1 日まで
② 令和 2 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録を確認したところ、私が、A社に勤務していた期間のうち、当該期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。

請求期間②について、厚生年金保険の記録を確認したところ、当該期間に係る標準報酬月額が、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されている。

調査の上、請求期間①について、保険給付の対象となる期間として記録を訂正するとともに、請求期間②について、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の加入記録、請求者から提出された令和 2 年分給与所得の源泉徴収票（写）、年金事務所が保管している請求者に係る 2020 年賃金台帳（写）、事業主から提出された当該期間に係る給与明細書（写）及び事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は事業主から届出されるべき請求者の資格取得時に係る報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、上記の賃金台帳（写）、給与明細書（写）及び事業主の回答により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額から、19 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和 2 年 3 月 10 日から同年 8 月 1 日までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）（取得年月日：令和 2 年 3 月 10 日）及び同資格喪失届（喪失年月日：令和 3 年 6 月 1 日）を年金事務所に対し、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 4 年 9 月 6 日受付）し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないこと

を認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年3月10日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、事業主から提出された請求者に係る平成31年（2019年）分給与所得に対する源泉徴収簿（写）、事業主の回答及び日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は20万円であると認められ、上記1の訂正後の標準報酬月額（19万円）より高額であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、事業主から提出された請求者に係る平成31年（2019年）分給与所得に対する源泉徴収簿（写）及び当該期間に係る給与明細書（写）、事業主の回答、年金事務所が保管している請求者に係る2020年賃金台帳（写）並びに日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額（20万円）及び当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（19万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間に係る標準報酬月額（18万円）をいずれも超えていることが認められる。

したがって、上記厚生年金特例法に基づく認定方法により、請求期間②の標準報酬月額については、上記の給与明細書（写）、事業主の回答及び賃金台帳（写）により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年8月について、請求者に係る請求内容どおりの報酬月額に基づく資格取得届を年金事務所に対し提出しておらず、請求者に係る請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めている上、年金事務所が保管している請求者に係る資格取得届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②について、事業主から提出された請求者に係る平成31年（2019年）分給与所得に対する源泉徴収簿（写）、事業主の回答及び日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額（20万円）は、上記3の訂正後の標準報酬月額（19万円）より高額であることが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記3の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、

厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。